

# 東広島市立吉川小学校生徒指導規程

## 第1章 総則

この規程は、東広島市立小中学校で学校教育を受ける児童の人格の完成をめざすとともに、保護者、教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願うために義務教育9年間の見通しをもった生徒指導について、全市的な共通認識・共通実践を図るためのものである。

東広島市立吉川小学校では、学校目標を「強く 正しく うるおいのある子ども一人一人に生きてはたらく力を育てるー」とし、どんなことにも全力で取り組むことができる児童の育成をめざしている。また、東広島スタンダードである「あいさつ」「返事」「言葉遣い」「はきものをそろえる」に加え「時間を守る」「無言掃除」「身だしなみ」を吉川スタンダードとし、日常的に行い、和文化に根ざした礼儀正しい児童の育成を図っている。

### (目的)

第1条 この規程は、東広島市立吉川小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### (登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。

- (1) 社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。
- (2) 登校班での登下校を原則とする。
- (3) 集合時刻、交通マナーを守り、通学路を通る。
- (4) 安全ボランティアや地域の方々に元気にあいさつをする。
- (5) 自分たちの安全を守ってくださっている方々に感謝の気持ちを伝える。

### (登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

- (1) 始業時刻は、8時10分とする。
- (2) 欠席の場合、8時00分までに、欠席の理由を保護者からポータルサイトを通じて学校に連絡してもらう。
- (3) 遅刻の場合、8時00分までに、遅刻の理由を保護者がポータルサイトを通じて学校に連絡してもらう。
- (4) 遅刻して登校した場合は、職員室に報告した後に、教室に行く。
- (5) 早退の場合、必要に応じて保護者から早退の理由、時間、早退時の下校方法を学校に連絡してもらう。
- (6) 体調不良などで早退させる場合は学校から保護者に連絡を取り、児童を迎えに来てもらい、下校させる。
- (7) 原則、登校したら、校外には出ない。

(髪型)

第4条 髪型については、次のことを指導する。

- (1) 学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。
- (2) 襟や目にかかる髪の長さとする。
- (3) 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。髪飾りやリボンは使用しない。
- (4) 染色・脱色・着毛・整髪料は使わない。

(装飾・装身具・不要物)

第5条 装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

- (1) ブレスレット、ミサンガなどの装飾品は持ってこない。
- (2) キーホルダーや、余分な文房具など学校の学習に必要でないものは持参しない。(筆箱やランドセルにキーホルダーをつけない)
- (3) 携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、カードなどの持ち込みを禁止とする。その他学校での学習活動に必要なものは持参しない。

(服装・身なり等)

第6条 基準服等、身なりについては、次のことを指導する。

- (1) 校内外の学習活動及び登下校時(休業日を含む)は、学校が定める基準服(服装)を正しく着用する。
- (2) 基準服は次のとおりとする。
  - ① 夏服は基準服(紺色プリーツスカート・半ズボン)とする。
  - ② 冬服は基準服(紺色えりなし上着・プリーツスカート・半ズボン)とする。
  - ③ シャツは、白のカッター・ブラウス・ポロシャツ(ワンポイントは不可)を着用し、シャツは出さない。カッター・ブラウス・ポロシャツの下には、必ず、衛生面、自己防衛面を含めて下着を着用する。
  - ④ ズボンをズらさずに着用する。
  - ⑤ 吊り紐スカートを着用する。
- (3) 靴・靴下・帽子等は、次のとおりとする。
  - ① 靴下は白・紺・黒・灰色のものを着用し、ローソックス、ルーズソックス、色柄の入っている物は禁止とする。(ワンポイントやラインは可)
  - ② 通学靴は白い運動靴とする。雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。
  - ③ 校内では白無地の上履きを着用する。甲とかかとに記名をする。
  - ④ 帽子は、黄色の前つばキャップを着用する。
- (4) 運動時の服装は、次のとおりとする。
  - ① 体操服は、白無地でチャック式襟付きの半袖(長袖)シャツ、紺色のクオーターパンツ(スカートから出ない長さ)とする。
  - ② 体育科授業や運動時は、体操服を着用し、ゴムのついた赤白帽子をかぶる。
  - ③ 水泳の時間は、黒か紺のスクール水着又は競泳水着を着用し、水泳帽子をかぶる。
- (5) 寒さが厳しいときの服装は、次のとおりにする。
  - ① 気候や体調に合わせて、紺・灰・黒・白色の派手でないカーディガン・セーター・ベストを着用してもよい。
  - ② 基準服の上にジャンパー、長ズボン(ジャージ等)、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。耳当ては使用しない。

(6) その他、次のとおりとする。

- ① 名札を着ける。
- ② シューズ入れ袋、歯ブラシ・コップ入れ袋、体操服入れ袋を用意し、必ず記名する。

(校内での生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

- ① 自分の持ち物には、必ず記名する。
- ② 時間を守る。
- ③ 授業時のあいさつ、立腰による姿勢、反応、言葉づかいを大切にする。

(2) 休憩時間

- ① 学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。
- ② 校内放送は、静かに聞く。
- ③ 特別教室や他の教室には、許可なく入らない。
- ④ 学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑤ 廊下等、校内を走らない。
- ⑥ 整理整頓をする。

(3) 保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ② 度重なる保健室利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- ③ 虐待やネグレクトの疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

(4) 給食

- ① 衛生面に注意して給食当番等をする。
- ② 歯磨きは、給食時間終了後、必ず行う。

(5) 掃除

- ① 掃除は、学校の環境を整える学習活動である。時間いっぱい無言で掃除をする。

(6) 教育相談

- ① 学校は、児童、保護者で教育相談の希望があった場合、心のサポーター等と連携する。

(7) その他

- ① 忘れ物をして学校に取りに来た場合は、必ず職員室で、教職員に伝えてから教室へ取りに行く。
- ② 卒業生や部外者の校舎内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。校舎内に入り、指導したのにも関わらず、校舎外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ③ 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては関係機関と連携する。
- ④ けがや体調不良で、保護者に送迎してもらう場合は、地域住民の迷惑になる場所で降車しない。

## 第3章 校外での生活に関すること

この章については、保護責任の観点から保護責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

### (校外の生活)

第8条 校外の生活については、次のことを指導する。

- (1) 児童だけでの校区外へ行かない。
- (2) 児童だけで娯楽施設（カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱い店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱い店等）へ入店しない。
- (3) 児童だけでの外泊や夜間徘徊はしない。
  - ① 保護者は、夜間児童を外出させないようにする。
  - ② 保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしない。
- (4) 情報通信機器  
東広島市では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所、情報通信機器のフィルタリングに努める。
- (5) 酒たばこ類等の購入禁止  
保護者は、酒たばこ類を児童に購入させないようにする。
- (6) 危険箇所への立入り  
保護者は、立入り禁止箇所や池等に児童が立入らないようにする。
- (7) 自転車の乗り方
  - ① 乗るときは必ずヘルメットをかぶる。
  - ② 自転車教室を受けた3年生以上は校区内で乗ってもよい。
  - ③ 学校に乗ってきたときは、所定の場所（タイヤ横）へきちんと整とんしておく。
  - ④ 二人乗り、手ばなし運転等の危険な乗り方はしない。
  - ⑤ 校区外での自転車利用は、保護者の管理のもとに乗る。
- (8) 交通違反  
道路交通法を違反しないようにする。

## 第4章 特別な指導に関すること

### (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るよう指導する。

### (問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮した指導を行う。

#### (1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為

- ③ 造物・器物損壊
- ④ 窃盗・万引き・占有物離脱横領（例放置自転車無断借用）
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

（2）学校の規則等に違反する行為

- ① いじめ
- ② 登校後の無断外出・無断早退
- ③ 指導に従わない（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時立ち歩き）
- ④ 携帯電話等の不要物所持
- ⑤ 不正行為（テストカンニング）
- ⑥ 家出及び夜間徘徊
- ⑦ 金品強要
- ⑧ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

（反省指導等）

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。ただし、発達段階や常習性も配慮し、指導を行う。指導は2人体制で行う。

（1）説諭による指導

- ① 口頭による説諭指導（短時間での指導）

（2）学校反省指導

- ① 別室による反省指導
- ② 授業観察による反省指導
- ③ 奉仕作業による反省指導
- ④ 教育相談と反省指導を複合した指導（心のサポーター、スクールガードリーダー等）
- ⑤ 保護者来校による授業観察指導
- ⑥ 学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第11条 反省指導の実施については原則、学校反省とする。反省指導は、登校させて別室で行う反省指導と、通常の学校生活で行う授業反省指導の2段階がある。

（反省指導の期間）

第12条 反省指導の期間は、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を考慮し、変更する。

（特別な指導を実施するにあたって）

第13条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- （1）特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- （2）特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。

- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童で指導を繰り返す場合は、市教委から学校に報告を求めることがある。
- (5) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達段階を考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第14条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などでの直接説明を行う。また、学校に来校しない保護者に対しては、家庭訪問等を通じて、周知を図る。